中小企業の皆さんへ

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

中小企業庁

がんばる地域の商店街・商業者を全力で応援します

～商店街支援の新法が成立しました～

チャレンジショップ・吉商本舗（静岡県富士市）

五日市ヨルイチ（東京都あきるの市）

逸品発見！お店回りツアー
（福島県いわき市）

銀天街まつり
（沖縄県沖縄市）

子育てステーション・ぱおばおの家
（京都府京都市）

学生による青空市（奈良県天理市）

夜の竹瓦路地裏散策（大分県別府市）

いま、全国の商店街を取り巻く環境にはたいへん厳しいものがありますが、一方で、地域住民から商店街に寄せられる「地域コミュニティの担い手」としての期待はこれまでになく高まっております。実際にも、地域を支える「商店街ならでは」の役割を発揮しようとする取組が各地で増えております。

商店街や商店主の皆さんには、困難を乗り越え、「地域コミュニティの担い手」としての自覚と誇りを以て創意工夫溢れる取組に挑戦し、住民の豊かな生活と地域の発展に貢献することを通じ、商店街の活性化を図ることが求められています。

この度、経済産業省・中小企業庁では、このような商店街の意欲ある取組を支援する措置を抜本的に拡充します。また、がんばる小売店をサポートする、卸売業やボランタリーチェーンの役割もますます重要となっており、各地では卸と小売が新たな連携を図る事例も見られるところ、これらの商業者の取組も積極的に応援いたします。

皆さんの、また、地域のさらなる発展を目指して、ぜひ、これらの支援策の活用をお願いします。

平成21年７月
経済産業省 中小企業庁

商店街の取組に補助金を活用ください

●「中小商業活力向上補助金」

ソーラーパネル付アーケード、省エネ型街路灯、防犯カメラなどの整備、空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営、電子マネーやポイントカードの導入、イベントの実施など、商店街が社会課題に対応する各種の取組を補助します。

補助率：1/2（地域商店街活性化法の認定を取得した場合は2/3）
対象者：商店街振興組合、事業協同組合、NPO法人、
商工会、商工会議所、民間事業者等
商店会など法人格のない組織も利用できます。

※詳細につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/leaflet/leaflet2008/12syougyou.pdf

●「地域商店街活性化補助金」（平成21年度補正予算事業）

商店街が今年度内に、①イベントや情報発信の取組と、②少子高齢化・安全安心・環境などの社会課題に対応する取組の双方を行う場合、①と②をあわせて補助します。

補助率：2/3
対象者：上記「中小商業活力向上補助金」と同じ。
法人格のない組織も利用できます（一定の要件あり）。

（注）このほか、中心市街地活性化法の内閣総理大臣認定を受けた地区における商業活性化事業を支援する「戦略的中心市街地商業等活性化補助金」もあります。

ソーラーパネル付アーケード

防犯カメラ等による防犯対策

地域に役立つ取組を新法で応援します

●商店街支援の新法：**地域商店街活性化法**※が成立しました。

※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律

－　商店街の組合（商店街振興組合・事業協同組合）が、地域住民のニーズに応えて実施する商店街活性化の取組を、各ブロックの経済産業局で認定の上、手厚く支援します。

〈支援対象となる商店街活性化の取組例〉

＊　宅配、買い物サポート、地域イベント、ブランド開発
＊　地域交流施設、子育て支援施設、産直店舗、植物工場
＊　共同店舗、新規起業者向けチャレンジショップ
＊　アーケード、広場、街路整備

－　認定された商店街活性化の取組には、「中小商業活力向上補助金」（前ページ）が**補助率2/3**で交付され、また、無利子融資や税制（下記）などの優遇措置も受けられます。

〈主な支援措置の内容〉

＊　商店街のアーケード、広場、街路、共同店舗の整備などに対する無利子融資（高度化融資：従来の都道府県からの融資に加え、市区町村からの融資も新設します。）

＊　小規模商店が設備・機器を取得する際の無利子融資

＊　空き店舗の敷地など遊休土地の譲渡を促す税制措置（土地譲渡所得の1500万円特別控除）

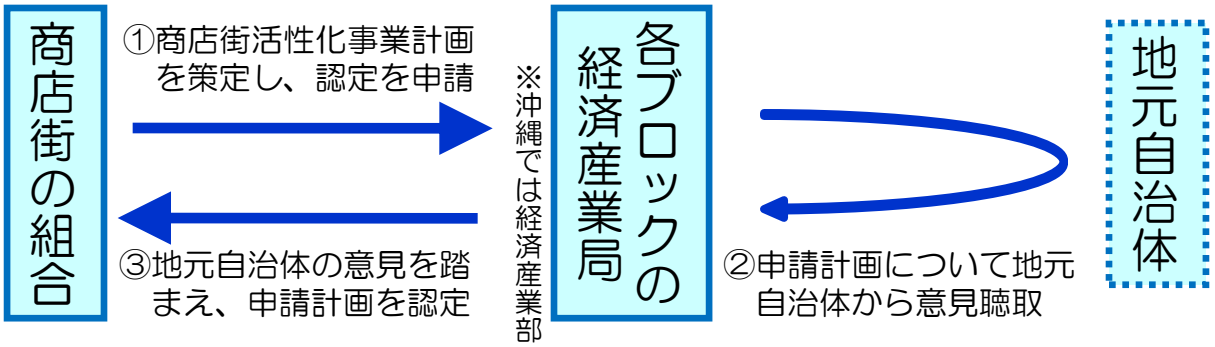

(株)全国商店街支援センターを活用ください

●新たに(株)全国商店街支援センターが設立されました。

（問合せ先）(株)全国商店街支援センター：03-6228-3061

ー　商店街活性化に取り組む上で参考となる全国各地の事例・ノウハウ、国・自治体の支援措置、テーマ毎の専門家などの各種情報を、要望に応じて、わかりやすく紹介します。

ー　商店街活動を行うリーダー向け研修、商店主や従業員への個店経営指導、商店街で起業・新業態開発を志す方への研修を行います。

ー　商店街の取組に応じ、街区整備、商業施設設計、テナント誘致、個店経営指導、イベント企画、コミュニティ事業などのテーマ毎の専門家が、チームを組んで現地支援を継続的に行い、取組の企画・推進に当たります。

ー　地域商店街活性化法や補助金を活用する際のアドバイス、申請手続きのサポートを行います。また、法人格のない組織・団体が組合設立を目指すサポートも行います。

（組合化により、地域商店街活性化法の手厚い支援措置が受けられます。）

一店逸品運動での新商品開発を指導

店舗における指導・助言の様子

研修風景

卸売業など中小商業者の取組も応援します

●「中小商業活力向上補助金」事業（2ページ参照）では一定の要件を満たす**共同店舗、卸団地・問屋街、ボランタリーチェーン**が、少子高齢化、安心安全、環境など地域のさまざまな社会課題に対応することで活性化を図る場合、この取組を支援します（補助率：1/2）。

●**(社)日本卸売協会**は、卸売業やボランタリーチェーンによる**リテールサポート**（小売店支援）を促進するため、リテールサポート研修や、卸・小売連携プロジェクトを実施・推進します。

（問合せ先）(社)日本卸売協会：03-3494-2671

●**卸団地**が、団地再整備や共同事業の機能強化に取り組むに当たり必要な調査研究、事業化調査、基本計画・詳細設計策定、システム開発などの費用を助成します。

（助成対象）卸団地を形成する事業協同組合
（助成金額）1組合当たり5千万円限度（助成対象経費総額の9/10以内）
（問合せ先）全国中小企業団体中央会：03-3523-4906

問屋街でのイベントの様子

卸団地

各種刊行物を活用ください

●がんばる商店街を全国へ発信・紹介する冊子を用意しました。

－「新・がんばる商店街77選」

「地域コミュニティの担い手」として、アイデアと工夫を凝らしてがんばっている全国の77商店街を選定、公表しました。

関連ウェブサイト：
http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2009/090331ShinShoutengai77Sen.htm

－「私たち元気です！商店街」

空き店舗活用・農商工連携、社会的弱者支援、街なか居住、安全安心の4テーマ毎に、商店街の取組事例を紹介した4部作のパンフレットです。活用された支援措置も紹介しています。

●このほか、経済産業省・中小企業庁ホームページ（下記）に、支援策を紹介するガイドブックなどを掲載しています。

経済産業省・中小企業庁の商店街関連ホームページ
http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html

お問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 商業課	電話：03-3501-1929
北海道経済産業局 流通産業課 商業振興室	電話：011-738-3236
東北経済産業局 商業･流通サービス産業課	電話：022-221-4914
関東経済産業局 流通･サービス産業課 商業振興室	電話：048-600-0318
中部経済産業局 流通･サービス産業課 商業振興室	電話：052-951-0597
近畿経済産業局 流通･サービス産業課	電話：06-6966-6025
中国経済産業局 流通･サービス産業課	電話：082-224-5653
四国経済産業局 商業･流通･サービス産業課	電話：087-811-8524
九州経済産業局 流通･サービス産業課 商業振興室	電話：092-482-5456
沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	電話：098-866-1731

最新情報のご案内

最新情報については、ホームページ及び携帯サイトで随時お知らせしていますので、ご覧ください。

中小企業庁ホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/

モバイル中小企業庁（携帯サイト）

http://chusho.mjmk.jp/

QRコードからもアクセスできます。